

関西学院大学外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）で成績優秀な者又は前途有望で学資に乏しい者を援助するために関西学院大学外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資格)

第2条 この規程に定める外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法「留学」に該当する者、及び学部が外国人留学生と認めた者をいう。ただし、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する外国人留学生については、支給対象から除くものとする。

2 奨学金を受給できる期間は、標準修業年限内とする。

3 外国人留学生は、大学支給奨学金、大学貸与奨学金に出願することができない。

(金額)

第3条 奨学金の年額は、授業料の25%相当額とする。

2 奨学金額は、千円未満を切り捨てる。

3 奨学金の交付は、春・秋学期毎とする。

4 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振り替えるものとする。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、当該年度限りとする。

(採用)

第5条 奨学生の採用は、応募者の中から学部の推薦により、国際連携委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(異動)

第6条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第3号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第8条 この規程の奨学金に関する事項は、委員会が所管し、事務は国際連携機構事務部において行う。

(細則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、関西学院大学外国人留学生奨学金規程細則で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程の制定をもって関西学院大学・大学院外国人留学生奨学金規程を廃止する。

2 この規程は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

略

13 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。ただし、2021年（令和3年）度入学生からこれを適用する。

総合政策学部外国人留学生奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、総合政策学部の私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業を継続させるために、総合政策学部外国人留学生奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資格)

第2条 奨学金を受ける者の資格は、総合政策学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生とする。

2 この規程に定める私費外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法「留学」に該当する者並びに総合政策学部が外国人留学生と認めた者で、国費外国人留学生でない者をいう。ただし、交換学生、聴講生、科目等履修生、委託生は、除くものとする。

(年額及び交付)

第3条 奨学金の年額は10万円とする。

2 奨学金の交付は、原則として春学期及び秋学期の二期とする。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振り替えるものとする。

(期間)

第4条 奨学金を支給する期間は、当該年度限りとする。

(採用)

第5条 奨学生の採用は、総合政策学部教授会（以下「教授会」という。）で決定する。

(異動)

第6条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、直ちに総合政策学部長（以下「学部長」という。）に届け出なければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(交付の停止)

第7条 奨学生が、次の各号の一に該当する場合、奨学金の交付を停止する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 学部長が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第3号に該当する場合には、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第8条 この規程の奨学金に関する事項は、教授会が所管し、事務は神戸三田キャンパス事務室（学部運営・入試担当、教務・学生担当）において行う。

(細則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、総合政策学部外国人留学生奨学金規程細則で定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会及び大学評議会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

略

9 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改正施行する。